

平成27年度第1回ふくしま食の安全・安心推進懇談会 議事録

- 1 日時 平成27年6月11日(木) 13時30分～15時30分
- 2 場所 杉妻会館 3階 「百合の間」
- 3 出席者 【消費者代表委員】
小沼 光子 委員
太田 陽子 委員
唐橋 勝江 委員
加藤 幸枝 委員
- 【生産者・製造者・流通業者代表委員】
遠藤 康浩 委員
久保木幸子 委員
松永 雄一 委員
過足 満雄 委員
- 【学識経験者代表委員】
阿部 正 委員
宮崎 真 委員

4 議事内容

【開会】

(司会：食品生活衛生課副課長)

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、平成27年度第1回ふくしま食の安全・安心推進懇談会を開催いたします。

懇談会に先立ちまして、新たに、委嘱させていただきました委員の方を紹介させていただきます。本年5月に、生産者代表委員である、福島県農業協同組合中央会の遊佐正弘様の人事異動により、新たに、福島県農業協同組合中央会の農業対策部長の職に就かれた遠藤康浩委員でございます。

(遠藤委員)

みなさん、どうもこんにちは。今紹介いただきましたように5月1日の人事異動で前任の遊佐から引き継ぎました遠藤康浩と言います。このたびは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(司会)

ありがとうございます。なお、本日、福島商工会議所の常議員の伊藤委員と福島大学の千葉委員におかれましては、所用により欠席でございます。また、佐藤委員におかれましても、今ほど連絡がありまして、欠席ということでございます。

それでは、はじめに、福島県保健福祉部長より御挨拶を申し上げます。

【あいさつ】

(保健福祉部長)

みなさん、こんにちは。保健福祉部長の鈴木でございます。本日は、ご多忙の中、懇談会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、県の保健衛生・医療・福祉の各方面に多大なる御協力をいただきまして、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

本県の食の安全・安心につきましては、東日本大震災、原子力発電所事故から他県にはない課題を抱える中、本日の議題にもありますように、「対策プログラム」を策定いたしまして、「食の安全」、「食の安心」、そして「放射性物質対策」、この3つを柱に様々な施策に取り組んでまいりました。

こういった施策や復興に向けた取組みの成果も色々と目に見える形になってまいりまして、例えば、米の全量全袋検査においては、昨年産米、1,095万袋の検査で1袋も基準値超えがありませんでした。一昨年までは20数袋程度が基準値を超過し、廃棄処分を行いました。昨年は基準値超過が1袋もなく、基準をクリアしました。その他の例をあげれば、あんぼ柿については出荷の再開と出荷量の増加があり、漁業についても試験操業の対象魚種が着実に増えてきている状況であります。

このような明るい光を着実なものとしていくために気を緩めることなく、我々も生産・流通・消費、各段階において、対策をきちんと取り続け、また、情報の発信をきちんとしていくことが重要であろうかと考えております。

後ほど、説明もあろうかと思いますが、お手元にチラシを配らせていただきました。ちょうど来年の今ごろになります。福島県で食育推進の全国大会を開かせていただくこととなっております。これは全国から万単位のお客様がおいでになる予定となっておりますので、こういった場も十分に活用しまして、他の県とはちょっと違う福島ならではの安全・安心、食あるいは食文化まで含めた発信をしていければなと考えておりますので、併せてご協力をお願いしたいと思います。

本日の懇談会におきましては、プログラムの実績及び評価、そして第二期プログラムについてご検討いただきますほか、食の安全に関する事例の報告等、情報の共有もさせていただこうと思っております。どうか皆様忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

(司会)

保健福祉部長におきましては、所用によりここで退席させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

(保健福祉部長)

(退席)

(司会)

ここで事前に配付させていただきました本日の資料の一部差し替えについて、御連絡さ

させていただきます。

差し替えをお願いする資料は、皆様のお席に配付させていただいております、「資料2別添」と「資料4の表紙」のそれぞれ1枚でございます。いずれの資料にも、誤字がありましたので、訂正させていただくものでございます。誠に申し訳ありませんでした。

【議事】

(司会)

それでは、これからの議事進行につきましては、「ふくしま食の安全・安心推進懇談会設置要綱」に基づき、選任されておられる阿部委員に座長をお願いいたします。

阿部委員、よろしくをお願いいたします。

【1 ふくしま食の安全・安心対策プログラムについて】

(1) 平成26年度実績及び施策の評価について

(座長：阿部委員)

座長を務めさせていただきます福島学院大学の阿部でございます。委員の皆様、よろしく申し上げます。

さっそく、議題に入らせていただきます。本日の議題である「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」は平成24年に策定いたしまして、昨年、平成26年までの3か年のプログラムであり、昨年度で終了しております。最終年度の平成26年度の実績及びその施策の評価について、御説明をいただいた上で、これを踏まえた平成27年度の「第2期プログラム」について、事務局から説明をしていただく予定になっております。

また、最近の食の安全・安心に関する情報としまして、「食中毒事件」、「食品表示法の施行について」や「豚肉の規格基準の制定」について、最近の話題を含めて、御説明をいただくことになっておりますので、皆様にはそれぞれの立場から忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

それでは、議事に入ります。まず最初に、議題1の「ふくしま食の安全・安心対策プログラムについて」、「(1) 平成26年度実績及び施策の評価について」1ページから17ページまで、一括して事務局から説明をいただきたいと思っております。事務局、申し上げます。

(事務局：食品生活衛生課副課長)

それでは、議題1の「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」の「(1) 平成26年度実績及び施策の評価」について、説明させていただきます。

はじめに、資料1、1ページ、「Ⅰ 実施状況の概要」、「Ⅱ 施策の評価」、「Ⅲ 平成26年度事業・取組の実施状況」のうち4ページから13ページまでの食の安全に関する基本施策1と14ページから17ページの食の安心に関する基本施策2の実施状況について、一括して説明をさせていただきます。

その後、本プログラムの要でございます18ページ以降の放射性物質対策に関する基本施策3の実施状況については、関係課長等から事業順に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、「Ⅰ 実施状況の概要」について、御説明いたします。資料1の1ページを

御覧ください。基本施策1につきましては、食の安全に関する事業として、52事業を計画し、そのうち51事業について実施しました。17の成果目標のうち12の成果目標において、策定時の現況値と同等または改善されているという状況でございます。

次に基本施策2につきましては、食の安心に関する事業として、計画通り16事業全てについて、実施しております。5つの成果目標のうち、全て策定時の現況値より改善されてございます。

次に基本施策3につきましては、食品中の放射性物質対策として、重複事業9つを含む、31事業全てを実施しました。成果目標は2つ設定しております、いずれも現況値と同等または改善されております。食品衛生法に規定されている放射性物質の基準値を超過して出荷・流通・販売された食品はございませんでした。

続きまして、「Ⅱ 施策の評価」について、御説明いたします。評価の方法は、2の目標値の達成度の判断基準に従いまして、平成26年度の実績値が目標値以上に達している場合は評価Aで、実績値が基準値以上で目標値に達していない場合は評価B、実績値が当初の現況値の基準値を下回っている場合は評価Cと評価しております。

次に、評価の結果でございますが、2ページを御覧ください。基本施策1の食の安全に関する①から⑰までの17の代表指標の評価結果につきましては、評価Aが7指標、評価Bが5指標、評価Cが5指標となっております。

次に、3ページを御覧ください。基本施策2の食の安心に関する5つの代表指標に関する評価結果ですが、評価Aが4指標、評価Bが1指標となっております。

次に、基本施策3の食品中の放射性物質対策に関する2つの代表指標の評価結果につきましては、いずれの指標も評価Aとなっております。

次に、4ページを御覧ください。ここからは、具体的な実施状況になります。「Ⅲ 平成26年度事業・取組の実施状況」の食の安全確保に関する基本施策1になります。この基本施策1の各事業実績について、御説明いたします。「(1) 安全な食品の生産と供給」の「ア 安全な農林水産物の生産と供給」におきましては、「No. 2 GAPの推進」におきましては、マニュアルやリーフレットを活用して、周知・推進を図りました。5ページの「No. 5 死亡牛のBSE検査の推進」においては、24ヶ月齢以上の死亡牛1,375頭の検査を実施し、全頭陰性であることを確認しました。また、「No. 6 安全・安心キノコ栽培の推進」におきましては、マニュアルに基づいて、生産者を対象に2,011回の生産指導を行うなど安全な農林水産物の生産と供給に向けた7事業を実施いたしました。成果目標のGAPの取組産地数は目標を達成できなかったため、評価Bとなっております。有機栽培・特別栽培面積は現況値を下回っており、評価Cとなっております。

次に、「イ 安全な食品の製造加工」におきましては、「No. 1 食品製造・加工に関する技術相談」を1646件受けたほか、「No. 2 HACCPの推進」におきましては、167回の監視を行うなど、3事業を実施しております。成果目標のHACCP承認施設における不良食品発生件数については、目標を達成しておりますので、評価Aとなっております。

6ページを御覧ください。「(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化」でございます。まず「ア 生産段階における監視・指導の強化」におきましては、「No. 1 農薬適正使用の推進」におきまして、農薬使用者等の研修会等を2,440回を実施、

50, 605名に参加をいただいているほか、「No. 3魚類防疫指導」を33件、「No. 6動物薬事監視・指導」を104件行うなど、計画された7事業のうち、6事業を実施しております。なお「No. 5水産物産地市場衛生管理指導」におきましては、全ての産地市場が被災しておりまして、水揚げが行われている市場の取扱量も非常に少ないため実施することができませんでした。4つの成果目標はいずれも目標を達成し、評価Aとなっております。

次に7ページの「イ 製造・加工段階における監視・指導の強化」でございますが、「No. 1食品製造施設の監視・指導」について、平成26年度の食品衛生監視指導計画に基づきまして、6,963施設を監視・指導し、「No. 2食中毒の防止対策」として、旅館等の2,833施設を監視・指導しました。また、8ページの「No. 4特定給食施設」については、319施設を栄養指導し、「No. 5集団給食施設」については、600施設を衛生指導を実施しております。設定しました2つの成果目標はいずれも目標を達成できなかったため、評価Bとなっております。

次に「ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化」につきましては、「No. 1市場・大型小売店等」につきまして、3,681施設の監視・指導を行い、「No. 3米トレサビリティ法に基づく監視・指導」を139事業者に実施するなど、3事業を実施いたしました。設定しました成果目標、食品の流通販売施設に起因する不良食品発生件数につきましては、現況値より悪化しており、評価Cとなっております。

次に、9ページの「エ 輸入食品に対する監視・指導の強化」につきましては、2,781施設の監視・指導を実施いたしました。設定した成果目標の輸入食品での不良食品発生件数は目標を達成しておりますので、評価Aとなっております。

続きまして、10ページでございます。「(3)食品表示の適正化の推進」でございますが、食品衛生法、JAS法、景品表示法、健康増進法に関する食品表示につきまして、それぞれ調査、指導、講習会など、6事業を実施しております。設定しました3つの成果目標のうち、2つは目標を達成できなかったため、評価Bとなっております。1つは現況値を下回り、評価Cとなっております。

次に11ページの「(4)食の安全を確保するための検査体制の充実」でございますが、この検査体制は、のちほど、基本施策3で説明する放射性物質検査以外のものになります。このなかの検査の精度管理等に関しましては、「No. 1」と「No. 2」の事業を実施しましたほか、学校給食につきましては、学校給食衛生管理基準に基づきまして、「No. 3」と「No. 10」の事業を実施しております。また「No. 5」から12ページの「No. 10」までの事業につきましては、平成26年度の食品衛生監視指導計画に基づきまして事業を実施し、また「No. 11」から「No. 15」までの事業により、食肉の検査を実施するなど、15事業を実施し、食品の安全性を確認しております。設定しました2つの成果目標につきましては、いずれも現況値を下回り、評価Cでございます。

最後に13ページの「(5)食の安全に関する調査研究の推進」におきましては、「No. 1残留農薬検査」や「No. 2化学物質検査」など4事業を実施しております。「ダイオキシン類の調査」では問題となる値は確認されていないという結果でございます。設定した成果目標の残留農薬の分析検体のうち基準値を超過した検体数は目標を達成いたしまして、評価Aとなっております。

基本施策1の食の安全に関する施策報告については、以上でございます。

続きまして、14ページに移ります。こちらから食の安心の実現に関する基本施策2の実施状況に関するものになります。「(1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進」につきましては、「No. 1 消費者への教育」事業において、テレビ、ラジオなどによる、211回の広報を行い、「No. 2 消費生活苦情処理体制の整備」におきましては、815回の食品安全相談、また「No. 8 食品衛生講習会」におきましては、出前講座などを含め、計537回の講習会を開催するなど8事業を実施いたしました。設定しました成果目標のうち、家庭における食中毒発生件数は目標を達成できず評価B、うち毒キノコ等の食中毒発生件数につきましては、目標達成いたしましたので、評価Aとなっております。講習会で消費者に実施いたしましたアンケートで「食の安全・安心が確保されている」と回答した割合が平成25年度を上回っておりますので、目標を達成したということで評価Aとなっております。

次に、16ページの「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」におきましては、「No. 1」から「No. 4」まで県内各地において、計9回の懇談会やフォーラム等を実施しております。食の安全・安心に関する不安解消や情報共有化を図ってまいりました。

次に、17ページの「(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映」につきましては、平成26年8月と平成27年1月の2回、ふくしま食の安全・安心推進懇談会を開催させていただいております。「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」の実施状況に関する意見をいただき、食の安全・安心に関する情報交換を実施したところであります。

最後に、「(4) 食育の推進」におきましては、「No. 1 市町村食育推進計画作成」について、作成市町村の増加するなど、2事業を実施して、食育の推進を図っております。2つの成果目標につきましては、いずれも目標を達成しており、評価Aとなっております。

以上が実施状況の概要と基本施策1と基本施策2に関する実施状況の報告でございます。よろしく願いいたします。

(座長)

ありがとうございました。基本施策1の食の安全に関する、基本施策2の食の安心に関するご説明をいただいたわけですが、基本施策3の食品中の放射性物質対策の取組につきましては、関係各課あるいは中核市からの説明を引き続き、お願いいたしまして御意見等はその後お願いしたいと思っておりますので、18ページ以降それぞれ所管課の方でお願いいたします。

(事務局：環境保全農業課長)

それでは、「基本施策3の(1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策」についてでございます。事業No. 1 食の安全・安心の推進につきましては生産段階におきまして、放射性物質対策に対応いたしました安全確保の取組でありますGAPを推進するためにGAP推進マニュアル及びリーフレットによりまして、GAPの実践を推進するとともに補充事業による導入を支援いたしました。また、26年度につきましては、新たに麦のGAP推進マニュアルの作成をしております。

(座長)

引き続き、次をお願いいたします。

(事務局：林業振興課長)

「No. 2安全・安心きのか栽培の推進」につきましては、県では、福島県安心きのか栽培マニュアルを作成しまして、これらを基に生産者を対象にした生産指導を行っております。指導回数2, 011回の実績でございます。さらに、このマニュアルを広く周知・普及するためにホームページにも掲載して広報しているところであります。

(事務局：環境保全農業課長)

「No. 3ふくしまの恵み安全・安心推進事業」につきましては、関係各課を代表いたしまして、全部を説明させていただきます。農産物の安全性を確保するために県の行いますモニタリング検査とは別に産地における放射性物質の検査体制を整備するとともに、農産物安全管理システムを拡充いたしまして、消費段階での「安全性の見える化」を推進いたしました。昨年度につきましては、米の全量全袋検査で70, 000点余りを検査しており、基準値超過はゼロ、野菜では48, 000点、果樹では、52, 000点の検査をいたしておりますして、基準値超過はゼロでした。また、穀類では153点を検査いたしまして、基準値超過はゼロ点でした。

(事務局：食品生活衛生課長)

続きまして、「No. 4食品製造施設の監視・指導」でございますが、食品製造施設に対する監視指導に併せまして、放射性物質に関しましても、自主検査の実施等によりまして、原材料の安全性確認について、助言、指導を実施しております。放射性物質の検査の結果について、原料となる大豆粕という製品について、基準値超過が1件確認されましたが、市場への流通はしていなかったようでございます。

(事務局：環境保全農業課長)

続きまして、19ページの「(2)食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信」の「No. 1農林水産物等緊急時モニタリング事業」につきましては、県産農林水産物の安全性を確保するために約26, 000点の検査を実施しております。このうち基準値を超過しましたものは、大豆、水産物、山菜などの113点のみでございました。

(事務局：水田畑作課長)

19ページの「No. 2米の放射性物質全量全袋検査」につきましては、県内で生産される全ての米を対象といたしまして、放射性物質検査を実施し、検査結果を速やかに公表するという事業内容にしてございます。併せまして、ふくしまの恵み安全対策協議会と連携して、速やかに結果を公表するというところでございます。活動実績といたしましては、本年3月末日現在の数字でございますが、10, 975, 983点検査いたしまして、全て基準値超過、ゼロ点ということでした。結果につきましては、協議会放射性物質検査情

報ということで、年度ごとに年産ごとに結果を公表しているところでございます。

(事務局：畜産課長)

「No. 3 肉用牛の放射性物質全頭検査」につきましては、本県から出荷されます全頭を対象に放射性物質検査を実施いたしました。出荷検査結果でございますが、活動実績ですと、出荷頭数21,988頭、全ての牛を調査した結果、基準値を超過した牛はありませんでした。

(座長)

次に、郡山市さんお願いします。

(事務局：郡山市)

「No. 4」の事業でございますが、郡山市の食肉処理場で処理されました豚、馬、めん羊等の食肉につきまして、放射性物質検査を実施しました。検査検体数が4,308検体で、基準値超過はございませんでした。

(事務局：自然保護課長)

「No. 5 野生動物の放射性物質モニタリング調査事業」でございますが、県内で捕獲されました野生鳥獣の肉の放射性物質検査を実施いたしました。検査結果については、県のホームページにも掲載しております。結果でございますが、365検体を検査いたしまして、うち195件が基準値を超過しておりました。なお、本資料の内訳欄に記載のある野生鳥獣につきましては、国から出荷制限、あるいは県の方から自家消費の自粛をお願いしております。

(事務局：食品生活衛生課長)

「No. 6 加工食品等の放射性物質検査」でございますが、出荷前と流通販売段階前に検査しておりまして、中核市の検査と合わせまして、6,545検体の検査をしてございますが、基準値超過した食品につきましては、あんぼ柿等の試験的な加工品の7件と先程申し上げました大豆粕の1件でございました。

(事務局：産業創出課長)

「No. 7 放射能測定事業」でございますが、県内の食品製造業における風評被害対策として、ハイテクプラザ等におきまして、県内の食品加工業を対象とした、加工食品の放射性物質の検査を行うものでございます。この実績といたしまして、相談件数が2,327件、測定件数が2,327件でございまして、いずれも基準値を超過するものはございませんでした。

続きまして、「No. 8 商工業者のための放射能検査支援事業」でございますが、これは県内食品製造業者が身近で放射性物質検査を実施することができるよう、全県的な検査体制を構築するため、県内の10商工会議所と26商工会に放射性物質測定器を配置いたしまして、検査体制を維持するだけの補助を行い、風評被害の払しょくと消費者への安全

・安心を提供するものでございますが、実績といたしまして、2,387件を測定いたしまして、いずれも基準値を超過するものはございませんでした。以上でございます。

(事務局：消費生活課長)

続きまして、「No. 9 自家消費野菜等放射能検査事業」でございます。これは流通しない自家消費野菜について県と市町村において検査を行ったものでございます。実績としましては、100,470件、そのうち、スクリーニングレベルを超えたものは8,737件となっております。以上でございます。

(事務局：健康教育課長)

続きまして、「No. 10 学校給食用食材の放射性物質検査」でございます。こちらにつきましては、児童生徒の安全・安心を確保するために市町村及び県立学校の給食の食材の放射性物質について事前の検査を行うものでございます。こちらの実績につきましては、市町村等への補助が28市町村、県立学校は17校ということで実施いたしました。平成26年度につきましては、検査員の雇用経費でありますとか機器の校正費について補助をさせていただいております。

続きまして、「No. 11 学校給食放射性物質モニタリング事業」でございます。こちらにつきましては、より一層の給食の安全・安心を確保するという観点から放射性物質の事後の検査を行うということで給食一食丸ごとの事後の検査となっております。こちらの実績としましては、昨年度2,859検体を検査しましたところ、基準値超はゼロでありまして、あと検出限界値が1ベクレル程度なんですけど、それを超えたものもゼロだったということでございます。

(座長)

次に、No. 12、放射線監視室をお願いします。

(事務局：放射線監視室長)

「No. 12 日常食の放射性物質モニタリング調査事業」でございます。県内59市町村のうち、全域避難している県内7市町村を除いた52市町村からお二人方を選んでいただきまして、その方が摂食したお食事とまったく同じものを一日分のすべてを提供いただきまして、これに関して、セシウムと放射性ストロンチウムについて分析したところでございます。結果といたしましては、セシウムが最大で0.75Bq/kg、ストロンチウムが最大で0.043Bq/kgでございました。非常に低い水準でございまして、これを1年間ずっと摂食したといたしましても、試算いたしますとセシウムについては、年間0.010ミリシーベルト。ストロンチウムについては、0.0024ミリシーベルトとなりまして、食品から受ける被ばく線量の上限は、年間1ミリシーベルトでございまして、これと比べて非常に低い水準であったということが判明いたしました。

なお、この結果につきましては、昨日プレス発表するとともに県のホームページに掲載してございます。

(座長)

続きまして、飲料水の方をお願いします。

(事務局：食品生活衛生課)

「(3) 飲用水の放射性物質検査と測定結果の情報発信」でございます。まず「No. 1 水道水の放射性物質モニタリング検査」でございますが、県内全ての水道水328箇所、12,393件検査を実施しましたが、管理目標値、水道の場合はこのように表現しておりますが、管理目標値を超過した検体はございませんでした。

次に、「No. 2 飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査」でございますが、水道水以外の井戸水あるいは湧水など1,846件の検査を実施いたしました。同じく超過した検体はございませんでした。

(座長)

続きまして、「(4) リスクコミュニケーションの促進関係」について説明願います。

(事務局：消費生活課長)

「(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進」でございますが、「No. 1 食の安全・安心アカデミーの開催」で、県内で福島市・郡山市、比較的人数を集めた大規模なシンポジウムを行いました。実績としまして、2市で455名の参加者がございました。

続きまして、「No. 2 食品等の放射能に関する説明会」でございます。これは、県内・市町村の公民館や集会所など、比較的小規模の場所でおきまして、行ったリスクコミュニケーションでございます。実績としましては、県内で69回実施しまして、延4,170名が参加がございました。

(事務局：環境保全農業課長)

「No. 3. 食の安全・安心推進事業」につきましては、県産農産物の安全確保の取組などの情報発信とともに食育なども通じた安全・安心のPR活動について、県内量販店や直売所の方々に委託する事業でありまして、昨年度は5事業者に委託しまして、7月から2月までの8か月間実施しております。

続いて、「No. 4 ふくしまの恵み安全・安心推進事業」につきましては、(1)の再掲となりますので説明は省略させていただきます。

(事務局：食品生活衛生課長)

次に、「No. 5 飲用井戸水等の安全利用のための普及啓発」でございますが、住民帰還後における飲用井戸水等の使用に向けまして、使用再開にあたっての相談、それから留意事項等を記載した資料を作成して、町村の担当を通して広報誌等に掲載あるいは、飲用井戸水等の検査の告知における配布等で実施しております。

(事務局：農産物流通課長)

続きまして、「No. 6 「ふくしま新発売。」農林水産物モニタリング情報」についてでございます。この事業につきましては、県産農林水産物と加工食品につきまして、これまで実施しましたモニタリング検査の結果を品目別または地域別に簡単に検索できるようなシステムを県のホームページ上に公表しているものです。活動実績は下に記載がございますが、1日平均3,398名の方に御覧いただいております。

(事務局：林業振興課長)

続きまして、「No. 7 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動」でございます。これにつきましては、市町村の役場の方々のご協力をいただきまして、広報・指導での広報をしていただいております。もちろん県のホームページ等に公開しておりまして、実際のきのこについて私どもの出先機関である農林事務所に31件ほどの検体が持ち込まれて、鑑定をしたという実績もございます。

(座長)

「No. 8」、「No. 9」、「No. 10」は、再掲ですね。

(事務局：食品生活衛生課長)

はい。再掲ですので、説明は省略させていただきます。

(座長)

では、「No. 11」をお願いします。

(事務局：食品生活衛生課長)

「No. 11」も再掲ですので、説明を省略させていただきます。

(座長)

次に、「(5) 調査研究の推進」の説明をお願いします。

(事務局：食品生活衛生課長)

「(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進」の「No. 1 加工食品の放射性物質測定に関する調査」につきましては、食品中の放射性物質の検査方法に関しまして、水戻し等を要する検査手法は示されていない乾燥野菜や乾燥したお茶などについて、検査方法の調査研究を行ったものでございます。

(座長)

最後に、農業振興課をお願いします。

(事務局：農業振興課長)

「No. 2 放射性物質除去・低減技術開発事業」につきましては、平成23年の震災以

降、土壌を継続的に分析いたしまして、低減の状況等を把握するとともに土壌中の放射性物質の除去技術や作物が吸わないような形の吸収抑制技術を開発しております。平成26年度は、現地で使えるような技術を69課題について発表させていただいているところでございます。以上です。

(座長)

ありがとうございます。大変細かくご説明をいただきましたが、事務局の方でこれらを総括した形で、再度、我々に分かりやすく、御説明いただければと思います。

(事務局：食品生活衛生副課長)

それでは、資料の25ページを御覧ください。プログラム(1期)の総括につきまして説明をさせていただきます。プログラムに関しましては、平成24年11月に基本方針を策定いたしまして、その基本理念である「ふくしまにおける食の安全の確保と安心の実現」、それらに向けて、具体的な行動計画として、平成24年度から平成26年までの3か年、本プログラムを実施したところでございます。

先程説明させていただきましたとおり、基本施策1「食の安全」に関わる51事業、基本施策2「食の安心」に向けての16事業、それと基本施策3「放射性物質対策」に関わる31事業、合計で98事業を実施しております。これらの施策の評価におきまして、24の成果目標を定めているわけですが、目標達成して評価Aとなったものが13でございます。現況値と同等または改善が見られましたが、目標を達成できなかった評価Bとなったものが6つ、それと現況値を下回りまして改善が見られず、評価Cとなったものが5つとなっております。その中で、評価Cになったもの5つの成果目標のうち、3つにつきましては、食品販売流通施設において、特に食品の表示に問題があったということがございます。それらを鑑みまして、その事案の全てに共通することが食品関連事業者とその従事者の知識不足や確認チェックの不徹底であると分析してございます。従いまして、今後の取組としましては、HACCPと呼ばれる衛生管理手法を用いまして、具体的かつ計画的な管理を行っていけるような仕組みを指導、助言していきたいと考えております。

また、食品の表示につきましては、平成27年4月1日から食品衛生法、JAS法、健康増進法、その3つの法律の中の表示の制度が食品表示法に一本化されておりますので、新たな制度が施行された中で不適正表示の発生を防ぐということで、食品営業施設等の監視指導、事業者・従事者への衛生教育、そういったものをさらに的確に実施していきたいと考えております。

そのようなことを踏まえまして、平成26年度で終了した本プログラムを見直しまして、さらなる安全確保、県民の食品に対する不安を解消するために食品関連事業者、消費者、及び行政が協力しまして、引き続き、生産から消費に至るまで一貫した食品安全政策を推進することが必要だと認識しております。第2期のプログラムにおきましても、県民の健康保護を最優先にいたしまして、食の安全、食の安心及び放射性物質対策、こういった3つの基本施策を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上で、資料1の事務局の説明は終わりになりますが、続きまして、基本施策3の実績に関連する資料2について、説明させていただいてもよろしいでしょうか。

(座長)

お願いします。

(事務局：食品生活衛生副課長)

資料2を御覧ください。これにつきましては、主な農林水産物と加工食品について、震災発生直後から平成26年度までの放射性セシウムの検査結果について、時系列に分かりやすく御覧いただけるよう、作成した資料でございます。本稿は広報用としても活用してまいりたいと考えております。簡単に内容を説明させていただくと、野菜・果実につきましては事故直後の平成23年度に放射性物質が降下・付着した影響から、1キログラム当たり100ベクレルを超過するものが見られたわけですが、平成24年度以降はグラフのとおり、基準超過はごくわずかで、25年度、26年度においては全て基準値以下になってございます。現在、うち98%以上が検出せずといった状況になってございます。

その下に記載のある畜産物でございますが、平成23年度などは基準超過が見られましたが、平成24年の下半期からは全て基準値以下でございます。最近の状況を見ますと、同様に98%以上が検出せずとなっております。なお、畜産物のうち原乳については、23年度の第2四半期から全て検出せず、鶏卵については、23年度の4月以下から全て検出せずとなっております。

裏側にまいりまして、水産物でございますが、事故直後は約半数が100ベクレルを超過するものでございましたが、その後、超過の割合は徐々に減少しまして、平成26年度では、98%が基準値以下となっております。なお、試験操業の開始以降、対象魚種につきましては、全て基準値以下となっております。

次に山菜・きのこでございますが、まず、「野生の山菜・きのこ」につきましては、季節による採取量の変動が大きいので、四半期ごとのデータから推移を読み取ることが難しいところですが、平成24年度につきましては基準値を超過している検体が全体の3.5%となっております。一方、「栽培のきのこ」につきましては、平成24年度以降は全て基準値以下でございます。なお、資料2の別添ですが、これにつきましては、さらに「野生の山菜・きのこ」につきまして、「山菜」と「きのこ」をそれぞれに分けて検査結果を示してございます。

最後に加工食品でございますが、あんぼ柿などの試験加工品を除くデータを載せてございます。平成23年度は、乾燥野草や梅干しなどで、基準値100ベクレルを超過したものが一定数確認されておりますけれども、最近では、超過はごくわずかになっております。

各食品につきまして、徐々に状況が改善してきておりますが、野生の山菜・きのこや水産物など一部に超過しているものが見受けられますので、今後もこのような資料を用いて情報発信していきたいと考えております。

以上で、「(1)平成26年度実績及び施策の評価」について、事務局からの説明を終わりにしたいと思います。

【(1)平成26年度実績及び施策の評価について・質疑】

(座長)

ありがとうございます。大変ボリュームのあるご説明でございました。事務局からの説

明につきまして、意見あるいは質問がございましたらお伺いしたいというふうになりますが、いかがでしょうか。

(座長)

98事業が実施されまして、成果目標がA評価が13、B評価が6、C評価が5ということで、評価としては、たいへんいいのかなと思います。特に、放射性物質については、資料2でご説明あったように、ずいぶん少なくなってきたと感じました。

委員の皆様のご意見をいただきたいと思いますが、太田委員どうぞ。

(太田委員)

全体的に1つの項目に対して、いろんな施策をなさっていると思います。それぞれの施策をしているのですが、その内容が何を何回やっとな、勉強会を何回、視察を何回やっとな、そのように記載されているのですが、この施策のどれが効果があっとな、どれが効果がなかったということを、皆さんはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

(座長)

いかがでしょうか。評価の在り方ですね。まずその具体的な活動があっとな、それがその効果をどのように測定するのか、馴染まないものもあれば馴染むものもある。ただ県民に対して、こういう検査、調査なり又は施策なりを実施していると、情報の提供は大変重要だと思いますけれども、今、太田委員からお話があったように、では効果はというと、その辺はどのように捉えているのかという大変難しい問題があります。食品生活衛生課長いかがでしょうか。

(事務局：食品生活衛生課長)

まずは、その事業の活動実績として、数値で何回やっとなということを表していくことは必要なことと考えておりますことと、その事業を実施したこととどのような効果があっとなかというのは、座長が言ったように難しいところがあります。例えば、講習会などで、そのアンケート等を取りまとめまして、具体的に、同時に今の状況、食の安全・安心をどのように考えておられるかアンケートを取りまして、いろいろと評価の方法について考えているところです。

(座長)

今後、検討、研究していただければと思います。太田委員、そうですね。

事業を実施した結果、そこには必ず検証というものが付きまといまうので、その検証で少しずついい方向に変わっていくということを期待するしかないのではという気がしまう。他に意見はございまうでしょうか。

平成24年度から平成26年度の全体のプログラムについては、年々良くなっているものもいまうので、評価はできるかなと思います。これらを踏まえて、平成27年度の新しいプログラムを策定するのですが、1ヶ所気になったところがあります。11ページですが、食品の安全を確保するための検査体制の充実のところ、食品衛生法上の不良食品の

発生件数が、平成24年度が44件、平成25年度52件で、最終年度の平成26年度が62件と増えてきているので、これについては、何が問題だったのか、少し説明していただければと思います。

(事務局：食品生活衛生副課長)

後ほど、プログラムの修正のところでは詳しくは説明させていただきますが、62件の不良食品の内訳を見ますと、検査に直接関係しない先ほど申し上げました「食品表示の不良」なども含まれております。そのボリュームがちょっと多かったので、数字が説明しにくい指標となっていましたので、それは改めさせていただいております。

(座長)

分かりました。

(事務局：食品生活衛生副課長)

後ほど、詳しくご説明申し上げます。

(座長)

はい。分かりました。他にご意見は。太田委員どうぞ。

(太田委員)

20ページの「No. 9 自家消費野菜等放射能検査事業」ですが、検査数に対して、スクリーニングレベルを超えたものが8,737件と結構多いと思います。

この8,737件という大きな数字に対してと、精度管理の上で機械に問題がなかったかということ伺いたいと思います。

(事務局：消費生活課長)

消費生活課でございます。8,737件、率にしますと8.7%でございますが、主に「野生の山菜・きのこ類」がどうしても高めに出てしまうという傾向がございます。この事業は平成24年度から行ってございますが、検査体数そのものは毎年減ってきておりますけれども、1割程度はスクリーニングレベルを超えるものが出ている状況でございます。中身は先ほど申し上げました「山菜・きのこ類」が多いということでございます。

この下に記載のあります精度管理のための現地訪問との関係でございますけれども、非常に管理するのがデリケートな機械であることから、毎日、検査を始める前に測定室の温度の測定や環境放射能として測定室のバックグラウンドの測定もしなければならないということがございまして、その辺がきちんと行われているかどうかということ調査等を実施するために、市町村を訪問しているものでございまして、精度管理が難しいから多く出ているというものはちょっと違うのかなと思っております。

(座長)

ありがとうございます。小沼委員どうぞ。

(小沼委員)

検査結果を聞いて、放射能に関する安全管理については徹底されてきているようなので、少し安心しました。ところで、私の経験ですが、業者の方をお願いしたいのは異物混入です。私がスーパーで買い物をしたとき、食べ物の中にビニールの切った破片が入っていました。口に入れるまで分からないくらい小さいものでした。そういった異物混入は、大人の方は注意するにしても、子どもたちの口の中にも入るかもしれないということで、そういったものの防止の徹底をお願いしたいと思います。

(座長)

そうですね。食の安全・安心に繋がる重要なところですので、ぜひ御検討いただければと思います。また、C評価が5項目あったわけでございますけれども、食の安全を確保するためには、大変重要な部分も含まれておりますので、小沼委員からお話がありましたように、これからは表示違反を含めた不良食品の発生防止、或いはHACCPを取り入れた衛生管理手法の指導を強化するなど、生産者や事業者に対して、きめ細やかな助言、指導をお願いしたいと思います。期待しておりますので、一つよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、松永委員どうぞ。

(松永委員)

食品衛生上の不良食品の発生件数が増えているということは、いかがなものかということだったのですが、これは現実の問題として、不良件数が増えているのではなく、保健所へ通報される件数が増えてきたということだと思います。それだけ消費者の方の目が厳しくなってきたということであって、以前だと、体に危害がないだろうというものは保健所に持ち込まれることはあったのですが、軟性異物、例えば、糸の切れ端や紙の切れ端など、体に入れても特別に害を与えるとは考えられないものについては、それほど消費者の方も、これは取ってしまえば食べれるというところだった訳ですが、そういったものについても持ち込まれるようになったので、件数が増えているということです。

逆に、全体的に、食品を製造している側では、非常に気を遣っているので、発生件数は減っているはずですが、保健所に持ち込まれる数が増えているので、悪くなったように見えてしまうものだと思います。

(座長)

そうしますと、以前までの方が食品製造施設での不良食品の絶対数は多かったと。消費者からの苦情が、保健所に通報されるか否かで、不良食品発生のデータが変わってしまうということは、行政側にとっては、何ともしようがないように思えますが、実際に発生している不良食品の件数、製造者側に苦情が寄せられる件数、それと保健所に通報される苦情件数のデータについて、データの整理の仕方を工夫していただければという提言だと思いますので、その辺のデータの取扱についてよろしくをお願いします。

(2) 第1期プログラムからの事業等の見直しについて

(座長)

次に、「(2) 第1期プログラムからの事業等の見直し点」について、今までのご意見を踏まえまして、資料3により関係各課からご説明いただきます。

(事務局：園芸課長)

資料3でございます。「基本施策1 生産から消費に至る食の安全を確保します。」の中の「(1) 安全な食品の生産と供給」「ア 安全な農林水産物の生産と供給」に、福島園芸パワーアップ事業というものがございました。

これを今回見直しまして、新たに「元気な産地づくり推進事業」を実施することをいたします。内容としましては、県と関係団体により、新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクトにおきまして、引き続き、安全・安心の確保と販売対策強化の取組を推進することと、新たに、福島県で作りましたオリジナル品種の全県的な普及・拡大を図って、「ふくしまの恵みイレブン」の主力品種としまして、面積と出荷量の拡大を図っていく、こういったところに、力を入れた内容でございます。

(座長)

はい。新たな事業ということでございます。それでは、食品生活衛生課から、成果目標の見直しについて、お願いします。

(事務局：食品衛生課長)

成果目標の見直しについてでございます。今回は、2つの成果目標の代表指標を修正していくこととしてございます。

まず基本施策1「(3) 食品表示の適正化の推進」の項目における成果目標につきましては、これまで「食品衛生法に基づく不良食品の発生件数」、「JAS法に基づく食品加工業者の適正表示率」及び「JAS法に基づく生鮮食品業者の適正表示率」の3つの代表指標を設定しておりましたが、平成27年4月1日より、食品衛生法とJAS法による食品表示制度が統一されまして、新たに食品表示法が施行されましたので成果目標の代表指標も一本化することといたします。具体的には、代表指標を食品表示法に基づく表示、不良食品の発生件数として、現況値は平成26年度食品衛生法上の不適件数25件、JAS法上の不適件数32件、これをあわせた57件としまして、3年後の29年度までに半減の28件以下を目標として設定したいというものでございます。

さらに「(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実」における成果目標としましては、これまで代表指標として、食品衛生法上の不良食品の件数62件を設定してきたところですが、この不良食品の件数には、検査と直接結びつかない表示違反とか、検査等を必要としない不良食品も含まれております。このことから、今後本項目における成果目標、代表指標につきましては、微生物検査あるいは理化学検査によって判明する食品衛生法上の不良食品の発生件数、いわゆる規格基準違反等としまして、現況値は平成26年度の食品衛生法上の規格基準違反9件とし、29年度までに半減の4件以下というふうに目標を設定したいと考えております。以上でございます。

(座長)

環境保全農業課さん、お願いします。

(事務局：環境保全農業課長)

「基本施策1(5)」の項目についてでございますけれども、農薬適正使用推進事業につきましては、生産段階における残留農薬の確認によりまして、農薬の適正使用が確認できたこと、産地での自主検査が進んできたところなどによりまして、事業を廃止したいと考えております。

また、事業の廃止に伴いまして、成果目標(代表指標)であります「残留農薬の分析検体のうち基準値を超過した検体数」を削除したいと考えております。

(座長)

ありがとうございます。続けて、廃止事業の説明をお願いします

(事務局：環境保全農業課長)

続きまして、「基本施策3 食品中の放射性物質対策」の関係で、「(4)食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーション」の中の「食の安全・安心推進事業」についてです。これにつきましては、平成24年度から平成26年度までの3カ年におきまして、延べ17業者で産地情報を発信等、食品の放射性物質対策を含め、食の安全・安心のPR活動を実施してきており、一定程度の事業成果が上がったと思われることから、本事業を廃止したいと思います。以上です。

【(2) 第1期プログラムからの事業等の見直しについて・質疑】

(座長)

ただ今の説明は、平成27年度第2期プログラムの策定に向けての検証結果あるいは見直しも含めたご提案でございます。何かご意見ございますでしょうか。特にないかと思いますが、まだ廃止しないで続けてほしいなどのご意見があれば。どうぞ、過足委員。

(過足委員)

私は、廃止する意味が理解できません。ただ調べてこういう結果が出たというだけで農薬検査の事業を終わるのでしょうか。

(座長)

どうでしょうか。環境保全農業課さん。

(事務局：環境保全農業課長)

農薬適正使用推進事業につきましては、食品生活衛生課さんの実施しております食品営業施設への収去検査と検査内容が同じということで、食品生活衛生課さんの方では、引き続き、農薬検査を実施していただけるということです。環境保全農業課の実施した部分に

つきましては、農薬の適正使用の確認ということでございましたので、食品安全を確保するという部分では、継続していくということですので、廃止させていただきました。

(座長)

重複する部分をカットしたということですね。

(過足委員)

重複する部分なんてないと思うのですが。生産者サイドの自主的な農薬検査と行政によるその適正使用の指導は必要と思うのですが、まあいいです。

(3) 第2期プログラム(平成27年度事業計画)(案)について

(座長)

それでは続きまして、「(3) 第2期プログラム(平成27年度事業計画)(案)」について、ただ今の見直しを含めて事務局から説明をお願いします。

(事務局：食品生活衛生課副課長)

それでは、事務局から説明させていただきます。資料4を御覧いただきたいと思います。ふくしま食の安全・安心対策プログラム(第2期)の案についてで、ございますけれども、案は全部で41ページとかなりボリュームがございますので、時間の関係でこの概要の中身で説明させていただきたいと思います。

まず、策定に係る基本的な考え方でございますけれども、これまでの第1期プログラムを基本とさせていただきます。策定の趣旨及びプログラムの期間、これまでの事業実績と施策の評価を踏まえて、先程の成果目標や事業の見直しを行っております。

具体的な見直し内容についてでございますけれども、本案の策定の趣旨については、めくっていただいて、アンダーラインにあるような中身を追記してございます。第2期プログラムでは、改めて食品の安全確保と県民の食に対する不安解消を図るために食品関連事業者、消費者及び行政が協力して、引き続き生産から消費にいたる一貫した食の安全・安心対策を推進するということを強調して明記させていただきました。また、プログラムの期間については、平成27年度から平成29年度までの3ヵ年ということで設定させていただいております。

戻りまして、概要の(3)の事業についてですが、資料3で説明がありましたとおり、2事業が廃止となっております。また、資料の9ページの下段の方に先程の「元気な産地づくり推進事業」、これが新事業ということで加わっております。

また、概要の方に戻りまして、(4)の成果目標の設定の考え方でございますけれども、基本的な成果目標設定の考え方としましては、代表指標については引き続き数字目標、評価のための現況値の設定については、基本的に直近の平成26年度の実績値、それと最終の平成29年度の目標につきましては、県の総合計画やふくしま新生プラン等の上位計画とか、各事業課が県民の視点に立ったある程度実現可能な数値、そういったものを設定するというところでございます。それと、新たな成果目標の設定につきましては、先ほど資料3で説明したとおりでございます。

また、基本施策1から3までの事業数や成果目標につきまして、数が若干異なっておりますので、整理して説明させていただきますと、食の安全に関する基本施策1につきましては、1事業が廃止されまして、51事業を計画してございます。成果目標については、統合と廃止がありますので、3つほど減りまして、14の成果目標ということになっております。

食の安心に関する基本施策2につきましては、第1期のプログラムと同様の16事業を計画してございます。目標についても、成果目標につきましても16ということになってございます。放射性物質対策の基本施策3につきましては、説明がございましたように1事業は廃止されまして、重複事業9つを含みます30事業を計画してございます。成果目標につきましても変わらず2つとなっております。

以上で簡単ではございますけれども、ふくしま食の安全・安心対策プログラム(第2期)案の概要の説明とさせていただきます。

【(3) 第2期プログラム(平成27年度事業計画)(案)について・質疑】

(座長)

ありがとうございます。第1期のプログラムにつきましては、原発事故等で食品の放射能の汚染の問題がありまして、消費者等の興味、関心が高かったわけですが、それに伴う事業が盛り込まれてきた訳でございます。第2期のプログラムの策定に当たりまして、平成27年度から平成29年度までの3か年間の安全・安心についての施策が今、概要として説明され、なおかつ、皆様の手元に詳しい資料が配布されている訳でございます。基本的には、持続性のある安全・安心施策を引き続き、正に続けるというお話であったと思います。これにつきまして、皆様のご意見があれば、いかがでしょうか。

太田委員どうぞ。

(太田委員)

今までの資料の中で、検査の結果、「きのこ」や「山菜」については、出荷制限などの措置がとられているということですが、出荷制限されているものを解除していく手だては、何かあるのでしょうか。何かやっていたらいいのでしょうか。

(座長)

今ありました太田委員からのご質問は、当懇談会の幅広い懸案の中の1つとして理解させていただきます、この太田委員の意見に対し、事務局お願いします。

(事務局：林業振興課長)

林業振興課長でございます。「野生のきのこ・山菜」につきまして、出荷制限を解除する手法としまして、国から示されている手法がございます。市町村ごとの解除になりますが、定点を5ヶ所設けまして、それを3年継続して同じところから採ったもの、それが放射性物質の影響が下がっているということを確認する。それを確認できたら、同一市町村で60検体を採取して、それが基準値を全て下回っていることを確認するというような、そういうことが今の解除の条件になっております。

ただ、この条件を私どもが考えますと、「野生のきのこ・山菜」については、豊作の年や不作の年があります。その中で、同一市町村で60検体も採れるのかという問題、或いは、全てのものを一辺に解除することはできなくても、ある種類に限ったときに解除できるのではないかと考えております。また、ある市町村の一部分についてはクリアできるのではないかと考えております。いろいろなことにつきまして、国にお願いしながら進めてきているところでございます。今後も、より具体的な我々のデータを示しながら、国と協議を進めていきたいと考えております。以上でございます。

(座長)

ありがとうございます。太田委員どうですか。

(太田委員)

まだ今からの話ということですか。いくらか進行しているのですか。

(座長)

前からやっていたという説明があったと思いますが、県知事も国へ働きかけを行っているということも新聞などの報道であるところでございます。

(太田委員)

何年も経っていると、出荷制限なんて掛かっているけども、皆適当に採って食べてしまう。だから、これはもう自己責任とってしまえば、それまでなんです。いくらかでも救う手だてを講ずるべく、動いてくださっていただければ救われますが、その前段階であれば、涙が出そうです。

魚も出荷制限はあるんですけど、結構皆さん持ち運びしています。健康にはアレなんで、自己責任と言われてしまえば、それで終わりなんですけれども、何とかよろしくお願いたいと思います。

(座長)

商業ベースに乗る、流通に乗る場合については、出荷制限がしっかり守っていただいているかと思いますが、個人については、そこまでは難しいですね。出荷制限や摂取制限を解除するためのデータの積み重ねが必要なわけですが、例えば、今、阿武隈川水系では、ウナギは出荷制限がかかっているわけですが、ウナギを何十キロも集めろと言われても、そう簡単にはいかない。いろいろな諸条件がある訳ですから、難しいと思います。ただ、流通に乗っているものについては、いろいろな監視・指導等の網が掛かっているもので問題はないと思いますけれども。

過足委員どうぞ。

(過足委員)

私の家内は、いわき付近の魚、太平洋湾の遊漁ですが、「何でいわきの魚は駄目なのに、(茨城県)日立の方は大丈夫なのか？」ということをお願いしながら、ちゃんと魚を買ってく

るのです。だから太田さんが言うことも分かる。山菜もそうなんです。「別に自分で採って、食べることは、駄目じゃないよな。」と言って、みんな、食べている。これは県で止めることはできない。「きのこ」も市場には、震災前の1割も出ていません。「山菜」は、ほとんど出ないです。だけど山にはないんです。これは面白いというか不思議なことです。本当にどうなっているのかと言いたくなる。こういう言い方はどうかと思いますが、60歳の方は、「30年後は生きていないからいいや。」という感覚があるのではないかと思います。高齢の方は、山から自分で採取して、食べているという実態がある。さすがに、嫁や孫には、食べさせられないとは思いますが。これらのことに、県は、こうしなさいとは言えないところだと思います。

(座長)

行政では、摂取制限や出荷制限の指示の範囲を超えては言えないですね。

(過足委員)

「きのこ」や「山菜」を「採るな、食べるな。」と言うことは、よっぽどの権力者でないと難しいと、私は思います。

(事務局：林業振興課長)

国は、県内の「野生のきのこ」について、摂取制限を指示しておりますし、いくらかの山菜につきましても出荷制限の指示があります。自分で採取し、自分が食べるということであっても、それはリスクを伴いますので、これら「野生きのこ」や「山菜」の採取は、控えていただきたいと思います。なお、一部の野生きのこについては、品目によっては、(放射性物質が)かなり低いものもありますので、これらの出荷制限の解除に向けては、以前より国に相談し、対応しているところであります。

(太田委員)

いくらか救う形で動いてくださっているんだったら、多少の光は見えてくるけど、「まだ出荷停止のままだよ。」と言うのであれば、とても悲しいです。

(松永委員)

出荷制限のことについては、まだそういう状態なので、消費者のことを考えれば、やはり我々生産者、事業者の立場では、いろんな手法を使って何とか出荷販売できるようにしていくということではなく、リスクのあるものは消費者に提供しないということであって、一番安全なものしか提供しないんだと認識すべきと考える。ご自分で採って食べるものについては、監視はできないですけど。

(座長)

自己消費については、難しい問題だと思います。

(座長)

他にないでしょうか。宮崎委員どうぞ。

(宮崎委員)

今の話しと関連してというか、私はそのためにここにいるようなものでございまして、自分でも意見はあるのですが、それは後にして。今のお話の中でノルウェーの事例を申し上げますと、「トナカイ肉」というものを今でも規制がかかっていますが、「トナカイ肉」は、通常の牛などよりも、(出荷用のものは)高い規制値で基準が設定されています。

なぜかという、一般の方が食べるカロリーベースの量が少ないので、結局、放射性物質は総量で考えることから、メリハリを付けた出荷制限の基準を作っていたり、一方でそれをよく食べる、例えば、サーミ人(スカンジナビア半島北部ラップランド及びロシア北部コラ半島に居住する先住民族)の方はトナカイを飼いながら、自分たちも食べるという生活をしていますが、そういった方々は、ホールボディーカウンターを受けることで自分が食べる総量を把握しながら食べてらっしゃる。

つまり、生産者を守りながら、生産を守り、経済も守るというようなことをもう30年近く行われている訳です。それでもまだ、規制値をちゃんと上回るトナカイがしっかり出るということですから、やはりまだそういった徐々にだとは思いますが、その辺の基準の話は国が絡んできますので、いきなりここでどうこうというものではありませんけれども、そういった未来又は過去があるんだなっていうことは、ここで述べておきたいと思えます。

それで、私からお聞きしたいことが、二つありまして、一つは、これまでの情報共有が、どちらも情報に関する話なんですけれども、だいぶ放射性物質が低下してきたことが分かってきており、それは良しとしたいところですが、測定結果がどこで見れるのか、どこで見たらいいのか、実際に見ている人もいますけれども。モニタリング事業として、例えば、「ふくしまの恵み事業」がありますが、この事業のホームページと「県の緊急時モニタリング事業」のホームページである「ふくしま新発売」では、どちらも現状では違うホームページで検査結果を掲載しているということで間違いございませんか。

(座長)

いかがでしょうか。

(宮崎委員)

「ふくしま新発売」と「ふくしまの恵み事業」は別々のホームページなのでしょうか。

(事務局：環境保全農業課長)

はい。それぞれ運営しているところが違いますけれども、それぞれリンクが貼ってありますので、相互に御覧いただけるようになっております。

(宮崎委員)

同じ生産物でも、結局、二つのホームページで掲載されており、それは、検査をやった

ところがホームページに掲載するということであって、実施者が違えば、違う方で実施した検査結果はデータとして載らないということとなるのでしょうか。

例えば、農産物で、「ふくしまの恵み」と「ふくしま新発売」で重複しているものはないということですか。

(事務局：環境保全農業課長)

基本的に農林水産物のモニタリング検査は「ふくしま新発売」の方でして、全量全袋検査や「ふくしまの恵み事業」における産地での自主検査の結果につきましては、「ふくしまの恵み」のホームページに掲載するという形になってございます。

(宮崎委員)

これまで、行政が行う検査結果のホームページとして聞いたのは、もう一つ厚労省のやっているモニタリング事業というものが、大量の検体の結果が公表されており、現在も継続されています。各市町村、県、関係団体、国がそれぞれ検査したこれらの検査結果というものが、結局、それぞれリンクは貼ってあるのですが、一覧性がないというか、機器の互換性等の問題もあるとは思いますが、どこのホームページをみれば、それぞれの実施機関が行ったデータを全て集中して見れるのかという状況が、今でも続いているのかと思っています。

その一方で、今回の資料2で記載していただいたような経年的な揭示的な変化とかが役に立つのですが、一つはこういった公表時の、結局一括して見て、消費者目線で見たときにやはり一枚紙ではないですけれども、一覧性の高いようなものができるかどうかということが一つ。

もう1点は、この食の安全・安心の資料2でありますけど、例えば、畜産物の原乳から放射性物質が低下してきた、低下したのですごくよろしいのですが、現状、今は放牧をしていない餌の部分とか、どういったことをやって、放射性物質が低下したのかということが今一つ浸透していないということがあります。

餌をコントロールしたことで放射性物質が低下したものの、自然に低下してきたもの、特に野菜とかが、そういうケースであるかと思いますが、なぜ放射性物質が落ちてきたのか。例えば、先ほど話しのあった魚、日立（茨城県）は良くて、いわきは駄目なのかということですが、例えば、ヒラメで言えば、震災後に多分孵化したヒラメと震災前にいたヒラメでは、持っているものが違う。

そういった一つ一つのものについて、なぜそうなっているかという理由があったり、なぜ、全て米が全袋検査になったかということ、カリウムの影響があったと思うんですけども、結果を見て減ってきたというのと、これはどういう努力をしたのか、なぜこうなったのかということも、部署間でも今一つ共有していないのかなと思います。なぜこの食品は放射性物質が落ちたのか、どんな努力をして、その結果どうなったのかということが、消費者の方に分かりやすくというのもそうなんですけれども、まずやっている側が、例えば林業さん、農業さん、水産業さんとかが情報をもっと密度を高く、情報共有したものを、今度の事業の中だと、例えば、座談とかリスコミに使うと、つまりそれに集中してやっている人はよく知っている訳ですけども、その情報が一本槍ですごく深いところまでいっ

ている。

是非、実施機関が異なるそれぞれの検査を繋ぐ表示の仕方、見せ方はできないのかというところが1つと、後もう1つは、資料2にあるように、いろいろな食品中の放射性物質が、なぜ以前より低下しているのかということ、いつ、どこで誰に聞かれても答えられるように、明記していくことが必要なのかなと思っています。以上です。

(座長)

経年変化として、放射性物質量が少なくなってきたということを説明する場合、その根拠がはっきりしているものについては、どんどん情報を公開して、発信していくことが、食の安全・安心を獲得していく上で必要だと思います。ただ、各検査の実施主体が異なる機関の結果を一つの表の中入れ込んで表すということは、検査方法や検査機器の精度の問題や検査成績の公表責任の所在の問題があるため、難しいと思いますが、農林水産物の放射性セシウムの低減対策は、農林水産部各課が実施しているので、野菜・果実、畜産物、栽培きのこ等の検査結果において、その低減対策に係る取組をどんどん説明していただきたいと思っています。他に何かございますか。

新しい「第2期のプログラム」につきましては、これまでと同様にプログラムの何をやればよいというだけではなく、その進行管理というものが極めて重要ですので、その辺りを踏まえて、是非、計画的な事業展開をお願いしたいと思います。それが県民の食の安全・安心に繋がる取組になっていくことと思います。

【2 最近の食の安全・安心に関する事例について】

(1) 最近の食中毒事件の発生事例について

(2) 食品表示法の施行について

(3) 食肉(豚)の規格基準の設定について

(座長)

それでは続きまして、「議題2 最近の食の安全・安心に関する事例について」、資料5・6・7が用意されております。順次ご説明を事務局からお願いいたします。

(事務局：食品生活衛生課副課長)

事務局より最近の食の安全・安心に関する事例を3つほど紹介させていただきたいと思っています。まず、資料5を御覧ください。最近の食中毒事件の発生事例について、御説明したいと思います。「1 県内の食中毒事件の発生状況」については、過去の統計情報が書かれています。平成20年度以降、140件の食中毒が県内で発生しておりまして、そのうちの最も多いもののはノロウイルスによる食中毒でございます。ノロウイルスの発生件数は44件であり、累計患者も非常に多くて1,433名となっております。

「2 最近の食中毒事件の事例」でございますが、今年度の4月に入って、2件の食中毒が発生しております。1件はノロウイルスであり、南会津地区の下郷町の旅館で発生した食中毒でございます。これについては、福島県以外も含めて11の都府県からいらっしゃった58名の方が患者となっております。本件では、本格的なDC(デスティネーション

キャンペーン) を迎えるところでございましたので、本事件発生直後に、各保健所から観光施設や旅館等に対しまして、衛生管理の徹底を呼び掛けてございます。

2件目につきましては、同じく南会津地区の南会津町の直売所で食用のニラと間違えて、スイセンの葉を販売してしまったという事例でございます。購入された1家族2名の方が、スイセンの葉を調理して食べまして食中毒となっております。裏面に写真のがありますが、右下を見ていただいても分かりますように、切ってしまうとスイセンかニラかが区別がつかない。非常に似てございます。ただ、ニラについては、ニラの匂いがして、スイセンは匂わない。初めから区別して栽培していれば分かるのですが、今回の事例を見ますと、ニラの傍にスイセンが植えられており、混植したような状況でございました。そうしますと、ニラの匂いがしまして、見分けがつかなくなってしまう。県としましては、この事例を受けまして、直売所に対してしっかり生産管理された場所で採れた野菜を出品していただくよう指導をしております。

続きまして、資料6でございます。食品表示法の施行の関係の情報提供でございます。これまで、食品の表示制度としては、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3つの法律があり、この3法で、計58種類の基準がありました。本年4月1日から、この3法の表示に関する規定が一元化された「食品表示法」としまして施行されたところであり、これまでの58の表示基準も1つに統合されたところでございます。

裏面に、簡単に旧制度から変更になった点の8項目を箇条書きにしております。その中で④につきまして、栄養成分表示、これにつきましては本法律施行から義務化されてございます。加工食品、添加物そういったものの食品の表示につきましては、新制度へ移行までの猶予が認められておりまして、平成32年3月31日までの5か年の猶予期間がございます。また、資料6(裏面)の下段の方に、新たに創設されております機能性表示食品制度についても記載しております。これにつきましては、健康の維持や増進に資する特定の保健目的、そういったものが期待できる旨を科学的裏付けに基づいて表示をすることができます。これに関しましては、商品販売の60日前までに消費者庁に必要な書類を添えて、届出し、審査を経て、届け出が受理された食品については、規定に基づいた表示をして、販売することができる。そういう制度でございます。

続きまして、資料7を御覧いただきと思います。これにつきましては、食肉の中の豚の肉の規格基準の設定でございます。皆様もご存じかと思いますが、平成23年4月に北陸を中心として展開されていた焼肉のチェーン店で提供された牛肉のユッケで腸管出血性大腸菌を原因とした集団食中毒が発生し、死亡者も出たわけですが、それに端を発しまして、平成23年10月に牛肉の規格基準が設定され、その翌年の平成24年7月に牛のレバーについては、生食が全面禁止されたということはお記憶に新しいかと思いますが、その後、厚生労働省がいろいろ調査したところ、豚のレバーなどを生食用として提供している飲食店があるという情報が入ってきまして、問題視をしておりました。基本的に加熱しない、又は加熱が不十分な豚肉を食べた場合には、この表にありますようにE型肝炎ウイルス、サルモネラやカンピロバクターのような細菌による食中毒が発生することや寄生虫に感染するリスクが高まるということから、裏側にありますが、このようなチラシを作成しまして、各保健所等から、豚肉や豚レバーを生で食べないように啓発するため、消費者や飲食店等に指導・助言をしてまいったところでございます。

また、そういった状況を踏まえながら、平成25年8月以降、国の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会におきまして、継続的に調査、検討がされてまいりました。今年の5月27日に最終的に正式に豚肉の生食用としての販売等を禁止するということについて、審議会です承されたというところでございます。それを受けまして、今年6月2日に豚の食肉等に係る規格基準が公布されまして、明日6月12日から適用になるという状況になってございます。以上の3つについて、最近の食の安全・安心に関する事例ということで情報提供させていただきます。

【2 最近の食の安全・安心に関する事例について・質疑】

(座長)

大変わかりやすい資料を作成いただき、ありがとうございます。特に、食品表示法については、大変複雑で理解がしにくいのですが、分かりやすくまとめられております。

では、皆様の方から何か御質問、御意見はありますか。

松永委員どうぞ。

(松永委員)

資料7のことにに関してなんですが、たまたま偶然なんですが、東京に出張しております、お昼に、東京で一番人気のある、店に行列を作るとんかつ屋に行ったのですが、たまたま写真で撮ってきたのですが、先生方見えますかね。これが、「かつお」の切り身ぐらの生感があって、食べると非常に柔らかくて、逆に福島県の言葉で「やっこい」というのですが、噛みきれなくて火が通してある方が余程食べやすいという状況であったのですが、豚の生というのは昔から余り食べてはいけないと思いながら、店の中を見直したらSPF豚というのでしょうか。当店はSPFを使っておりますので、大丈夫ですというようなポスターが貼ってあったのですが、決してSPFというのが安全というのとは違うのではないかなと思っております。私もSPFについてよく分からないものですから。

例えば、生のレバーは仕入れてから、処理するまである程度時間がかかるので、公布と施行の時期がずれるのもある意味、境界を守るためにやむを得ないと思うところもありますが、とんかつに完全に火を通すか通さないかというのは、その日のうちから直せる類の問題なので、その間にそういう事故が起きないよう、公布から施行までのタイムラグは不要ではないかと思えます。つきましては、SPF豚というのは安全なのかという質問と、それと、物によっては公布日、即日施行でもいいのではないかという質問です。

(座長)

SPF豚については、専門の畜産課長さんをお願いします。

(事務局：畜産課長)

はい。畜産課でございます。まず、私の方から、SPF豚につきまして説明させていただきます。SPF豚というのは、皆さん無菌豚というように捉えていらっしゃるかもしれませんが、そうではないです。SPFというのは、ある特定の細菌等には正常である豚でございますので、完全無菌豚とか、そういうものではない。従って、飼い方によりますと、

この資料7に出てきた細菌、寄生虫等に一般的には、ほとんどない状況ではありますが、完全にないかというところを言い切ることはできない部分もあるということをございまして、その辺りは無菌ではないということだけを認識していただきたいということでありませぬ。

(座長)

そうですね。菌がないのではなくて、病原菌がフリーですよという意味です。ちょっと違う。だから、生で食べてよいというものではないです。タイムラグについては、施策の問題で、ちょっとわかりませぬ。他に誰か。加藤委員どうぞ。

(加藤委員)

少し感想めいたことですが、これまで何年か、例の放射能の事故以来、食の安全・安心の基本的なことよりも放射能に関する話がすごく多かったと、前回までは思っていました。今回は放射能についての説明も少なくなったように思い、心配が少し和らいだような気がします。県民の皆さんも自分もそうだし、県の方々も恐らく、少し安心というところはおかしいのですが、収まってきたような感じで、今日の会議も本来の食品衛生の方に話がシフトしてきたようで、すごく嬉しく思いました。例えば、今思うと、事故直後は、農地に入った放射性物質を除去するために、ゼオライトをまくとか、「ひまわり」や菜種油が吸収するとか、そういったことをあちらこちらで言われて、私もせっせと「ひまわり」の種をまきましたけれども、そういったものは、今はあまり聞かなくなったので、あの騒ぎはどうだったのかなと内心想っております。感想です。今日は嬉しかったです。本来の会議の内容になってきたような気がいたしました。

(座長)

出荷制限の解除の努力については、農産物の場合でしたら、一つ一つ地道に検査をして、安全の域に入っていることを早くアピールすることが必要なのではないかな思いまう。

「たけのこ」は駄目だといわれていますが、私が測っているある地域の「たけのこ」はND（検出せず）で全然出てこない。「わらび」も3年ずっと測っていますが、今年は、100ベクレルには達してませぬけど、30ベクレルくらいに下がってきている。3年間、同じ場所のものをずっと測っていますが、随分下がってきています。ただ、まだ危ういというのは、測定結果から「こしあぶら」ではないかと思えます。まだ高い、なぜ高いのか、いろいろと専門家に聞くと、根が浅いからというようなことを言うのですが、よく分かりませぬ。いずれにしても、地道に測って、アピールして、安全だということをどんどん発信する必要があると思えます。今の感想のように、まだ、不安が払しょくされてないところもあるわけですが、現実的に、放射性物質の値が下がってきているので、やはり本来の食品衛生の部分に立ち返って、余計な心配をしないで、食品の安全にのみ集中して議論していけたらいいなと、私も感想ですが、思っております。

過足委員どうぞ。

(過足委員)

24ページの「No. 2放射性物質低減技術開発事業」につきまして、後でよろしいですから、何か参考となる対策を教えてください。

もう1つは、輸入食品について、放射能を実際測っているのか、全然測っていないのか。それから他県での放射性物質検査の実施状況はどうなっているのか、後でよろしいですかから教えてください。よろしくお願いします。

(座長)

今の過足委員からの御要望について、担当課（環境保全農業課）で、後で教えてあげてください。その他、全般を通して何かご質問なければ、座長の任を下させていただきます。ごいませんか。無いようですので、今日はどうもありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございました。本日の日程はこれで全て終了いたしました。これをもちまして、平成27年度第1回ふくしま食の安全・安心推進懇談会を終わらせていただきます。本日は大変ありがとうございました。